

個人情報の取扱いに関する規程

平成16年4月1日施行

改正平成17年4月1日

令和5年4月11日

(目的)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に定める個人情報取扱事業者としての学校法人跡見学園（以下「学園」という。）が保有する個人情報の適正かつ安全な取扱いを確保するために必要となる事項を定めることにより、学生及び教職員等に関する個人情報の取扱いについて学園の責務を明らかにし、もって学園が保有する個人情報を適正かつ安全に管理し、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「学生及び教職員等」とは、現在及び過去の志願者、学生、生徒及びその保証人並びに役員、評議員、教職員、校友その他学園に関係のある者をいう。

2 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

（1）氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）

（2）個人識別符号が含まれるもの

3 この規程において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当するもので、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「個人情報保護法施行令」という。）に定めがあるものをいう。

（1）特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機で使用するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別できるもの

（2）特定の個人に個別に割り当てられた文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人の識別ができるもの

4 この規程において「要配慮個人情報」とは、本人（個人情報によって識別される特定の個人。以下同じ。）の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして個人情報保護法施行令に定める記述等が含まれる個人情報をいう。

5 この規程において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

（1）特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

（2）前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成し

たもの

- 6 この規程において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- 7 この規程において「保有個人データ」とは、学園が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。
 - (1) 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
 - (2) 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
 - (3) 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
 - (4) 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの
- 8 この規程において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
 - (1) 第2項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - (2) 第2項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 9 この規程において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
 - (1) 第2項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - (2) 第2項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 10 この規程において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 11 この規程において「個人情報統括管理責任者」とは、学園における個人情報の保護に関する一切の業務を統括する者で、学園の理事長をいう。

12 この規程において「個人情報管理責任者」とは、個人情報の適正かつ安全な管理を行う者で、学園が設置する各学校の長及び法人事務局長（以下「所属長」という。）をいう。

13 この規程において「個人情報管理者」とは、個人情報の適正かつ安全な管理を行う者で、所定の個人情報について所属長が適正かつ安全な管理を委任する部門の長をいう。

14 この規程において「個人情報取扱者」とは、業務として個人情報を取り扱う教職員をいう。

（個人情報に関わる者の責務）

第3条 個人情報統括管理責任者、個人情報管理責任者及び個人情報管理者は、この規程に基づき、個人情報を取り扱う業務について率先して個人情報の適正かつ安全な管理及び個人の権利利益の保護の任に当たるとともに、個人情報取扱者に対しその責務の重要性を認識させ、具体的な個人情報の保護措置に習熟させるため、必要な教育及び研修の実施に努めなければならない。

2 個人情報取扱者は、この規程並びに個人情報管理責任者及び個人情報管理者による定め及び指示を遵守して、個人情報の適正かつ安全な管理及び個人の権利利益の保護を図りつつ個人情報を取り扱う業務の遂行・改善に努めるとともに、決して業務上知り得た個人情報を漏えいし、又は不当な目的に使用してはならない。

3 個人情報取扱者は、新たな業務のため個人情報を取得する場合は、あらかじめ所属の個人情報管理者の許可を得なければならない。

（利用目的の特定）

第4条 個人情報は、その利用目的（学園が設置する各学校のほか学園としての利用目的を含む。以下同じ。）をできる限り特定して取り扱わなければならない。

2 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的による制限）

第5条 個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ないで、これを所定の利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（1）法令の定めがある場合

（2）人の生命、身体、又は財産の保護のために必要で、かつ本人の同意を得ることが困難である場合

（3）公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要で、かつ本人の同意を得ることが困難である場合

（4）国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、かつ本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

（5）女子大学（大学院を含む。以下同じ。）が学術研究目的で取り扱う必要がある場合（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

（6）学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要がある場合（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

(不適正な方法による利用の禁止)

第6条 個人情報、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用してはならない。

(適正な取得)

第7条 個人情報は、偽りその他不正の手段により取得してはならない。

2 要配慮個人情報は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、取得してはならない。

- (1) 本人の同意がある場合
- (2) 第5条第1号から第5号に該当する場合
- (3) 女子大学と共同して学術研究を行う学術研究機関等から要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要がある場合（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）
- (4) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関その他法令等で定める者により公開されている場合
- (5) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合
- (6) 委託、事業承継又は共同利用をする際に個人データである要配慮個人情報の提供を受ける場合（取得に際しての利用目的の通知等）

第8条 個人情報を取得したときは、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ本人に対しその利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、事後速やかにその利用目的を明示することとする。

3 個人情報の利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより学園の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合（安全管理及びデータ内容の正確性の確保等）

第9条 個人情報管理責任者は、所管の個人データについて安全性及び信頼性を確保し、当該個人データ

への不正な侵入並びにその漏えい、滅失、毀損及び改ざん等の防止その他個人データの適正かつ安全な維持管理を図るため、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 2 個人情報管理者は、個人情報取扱者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの適正かつ安全な維持管理が図られるよう、当該個人情報取扱者に対する必要かつ適切な指導・監督を行わなければならない。
- 3 個人情報管理者は、所定の利用目的の必要に応じ、所管の個人データを正確かつ最新の状態に保つよう維持管理に努めなければならない。
- 4 個人情報管理責任者は、所管する個人データの保存、編成、加工及び廃棄その他個人データの適正かつ安全な維持管理について、必要な事項を定めるものとする。
- 5 個人情報管理責任者は、所定の利用目的に照らし、保有の必要がない、又は保有の必要がなくなった個人データについては、速やかにかつ確実に消去の措置を講じなければならない。

（個人情報の学外持ち出しの禁止）

第10条 個人情報は、これを学外（個人情報取扱事業者としての学園が所管する範囲外。以下同じ。）に持ち出してはならない。ただし、個人情報管理責任者又は個人情報管理者の許可がある場合は、この限りでない。

- 2 前項本文の規定は、個人情報を管理し又は取り扱う教職員がその職を退いた後についても同様とする。

（個人データの委託先の監督）

第11条 個人データを取り扱う業務を学外に委託する場合は、個人情報を適正かつ安全に取り扱っていると認められる委託先を選定し、委託先について必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- 2 前項の監督のため、委託先とは次の各号の事項についてあらかじめ文書で約定しなければならない。
 - （1） 委託先において、その従業者に対し委託された個人データの取扱いを通じて知り得た当該情報の全部又は一部を漏らし、又は盗用してはならないこととされていること。
 - （2） 個人データの取扱いの再委託を行うに当たっては、委託元である学園の書面による事前の承諾を得ること及び再委託した場合の責任を委託先が負う旨を明記すること。
 - （3） 個人データの目的外利用及び第三者への提供の禁止に関する事項を明記すること。
 - （4） 委託契約期間等を明記すること。
 - （5） 利用目的達成後の個人データの返却又は委託先における廃棄若しくは消去が適切かつ確実になされること。
 - （6） 委託先における個人データの加工（委託契約の範囲内のものを除く。）、改ざん等を禁止し、又は制限すること。
 - （7） 委託先における個人データの複写又は複製（安全管理上必要なバックアップを目的とするもの等委託契約範囲内のものを除く。）を禁止すること。
 - （8） 委託先において個人情報の漏えい等の事故が発生した場合における学園への報告義務を課すること。
 - （9） 委託先において個人情報の漏えい等の事故が発生した場合における委託先の責任が明確化されていること。

(漏えい等を発見した場合の措置)

第12条 教職員は、個人情報への不正な侵入又は個人情報の漏えい、滅失、毀損若しくは改ざん等の事実を確認したときは、直ちに個人情報管理者に報告しなければならない。

2 前項の規定により報告を受けた個人情報管理者は、直ちに個人情報管理責任者に報告し、この対応について協議し、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 個人情報管理責任者は前項の規定によって講じた措置を遅滞なく個人情報統括管理責任者に報告しなければならない。

4 学園は、個人データの漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして次に掲げる事態が生じたときは、当該事態を知った後、速やかに個人情報保護委員会（内閣府外局）に報告しなければならない。

(1) 要配慮個人情報が含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態

(2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(4) 個人データに係る本人の数が1000人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

5 前項の場合における報告事項は、次に掲げるものとする。

(1) 概要

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目

(3) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数

(4) 原因

(5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

(6) 本人への対応の実施状況

(7) 公表の実施状況

(8) 再発防止のための措置

(9) その他参考となる事項

6 学園は、第4項に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、本人に対し、前項第1号、第2号、第4号、第5号及び第9号に定める事項を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

(個人データの第三者提供の制限)

第13条 個人データは、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 第5条第1号から第4号に該当する場合

- (2) 個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ない場合（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）
 - (3) 女子大学と共同して学術研究を行う学術研究機関等へ個人データを学術研究目的で提供する必要がある場合（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）
 - (4) 第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要がある場合（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報統括管理責任者の承認を得て、個人情報保護委員会（内閣府外局）へ届け出たとき（以下「オプトアウト」という。）は、当該個人データを第三者に提供することができる。
- (1) 学園名、住所及び理事長の氏名
 - (2) 第三者への提供を利用目的とすること。
 - (3) 第三者に提供される個人データの項目
 - (4) 第三者に提供される個人データの取得方法
 - (5) 第三者への提供の方法
 - (6) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
 - (7) 本人の求めを受け付ける方法
 - (8) 第三者に提供される個人データの更新の方法
 - (9) 当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日
- 3 前項の規定は、次に掲げる事項については、適用しない。
- (1) 要配慮個人情報
 - (2) 偽りその他不正の手段により取得された個人データ
 - (3) 他の個人情報取扱事業者からオプトアウト規定により提供された個人データ（その全部又は一部を複製・加工したものを含む。）
- 4 第2項第1号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第3号から第5号まで、第7号又は第8号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会（内閣府外局）に届け出なければならない。
- 5 次の各号のいずれかに該当する場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については第三者に該当しないものとする。
- (1) 所定の利用目的の達成のために必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
 - (2) 合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から業務が継承されることに伴って個人データが提供される場合（継承前の利用目的の達成のために必要な範囲を超えない場合に限る。）
 - (3) 第14条の規定により個人データを共同利用する場合
- 6 個人データを第三者に提供するに当たっては、提供する個人データの適正かつ安全な管理及び個人の

権利利益の保護を図るため、次の各号の事項についてあらかじめ文書で約定しなければならない。

- (1) 提供先において、その従業者に対し提供された個人データの取扱いを通じて知り得た個人データの全部又は一部を漏らし、又は盗用してはならないこととされていること。
- (2) 個人データの取扱いの再提供を行うに当たっては、あらかじめ文書をもって提供元である学園の了承を得ること。
- (3) 提供先における保管期間等を明確化すること。
- (4) 利用目的達成後の個人データの返却又は提供先における廃棄若しくは消去が適切かつ確実になされること。
- (5) 提供先における個人データの複写又は複製（安全管理上必要なバックアップを目的とするものを除く。）を禁止すること。

(共同利用)

第14条 学園は、個人データを特定の者との間で共同して利用する場合には、当該特定の者に個人データを提供することができる。

2 前項の場合において、学園は、次に掲げる事項を、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にしなければならない。

- (1) 個人データを共同利用する旨
- (2) 共同利用する個人データの項目
- (3) 共同利用する者の範囲
- (4) 共同利用する者の利用目的
- (5) 共同利用する個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

3 前項第4号から第5号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にしなければならない。

(外国にある第三者への提供の制限)

第15条 外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）にある第三者に個人データを提供する場合には、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。ただし、第13条第1項各号に該当する場合は、第三者提供に関する本人の同意自体を要しない。

2 前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、あらかじめ次に掲げる事項を、電磁的記録の提供、書面の交付等により、本人に提供しなければならない。

- (1) 提供先となる外国の名称
- (2) 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報
- (3) 第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報

(第三者提供する場合の記録の作成等)

第16条 個人データを第三者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。以下、本条及び次条において同じ。）に提供する場合は、次の各号に掲げる事項に関する記録を作成し、

3年間保存しなければならない。ただし、国内の第三者への個人データの提供について、第13条第1項各号若しくは第5項各号のいずれかに該当する場合又は外国の第三者への個人データの提供について、第13条第1項各号のいずれかに該当する場合は、記録の作成を要しない。

- (1) 本人の同意を得ている旨（オプトアウトにより個人データを提供した場合は当該個人データを提供した年月日）
- (2) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名（不特定かつ多数の者に提供したときはその旨）
- (3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
- (4) 当該個人データの項目

2 前項の規定にかかわらず、学園が本人に対する物品又はサービスの提供に関連して当該本人の個人データを第三者に提供する場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に前項各号の事項が記載されているときは、当該書面をもって前項の記録に代えることができる。

（第三者提供を受ける場合の確認等）

第17条 第三者から個人データの提供を受ける場合は、次の事項を確認し、その取得方法が適法なものであることを確認しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第13条第1項各号又は第5項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 前項により個人データの提供を受けた場合は、次の事項に関する記録を作成し、3年間保存しなければならない。ただし、学園が本人に対する物品又はサービスの提供に関連して第三者から個人データの提供を受けた場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次の事項が記載されているときは、当該書面をもって記録に代えることができる。

- (1) 本人の同意を得ている旨（オプトアウトにより個人データの提供を受けた場合は当該個人データの提供を受けた年月日）
- (2) 前項各号に掲げる確認事項
- (3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
- (4) 当該個人データの項目
- (5) オプトアウトにより個人データの提供を受けた場合は、個人情報保護委員会（内閣府外局）による公表がされている旨

（個人関連情報の第三者提供の制限等）

第18条 個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）について、提供先の第三者が当該個人関連情報にその他の情報を付加し、個人データとして利用するために取得することが想定されるときは、第13条第1項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について書面等で確認できない限り、個人関連情報を第三者に提供してはならない。

- (1) 当該第三者への提供により、第三者が個人関連情報を本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の本人の同意を得られていること。

(2) 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、あらかじめ当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他本人に参考となるべき情報が本人に提供されていること。

2 前項各号の確認を行った場合、個人情報管理者は次に掲げる事項に関する記録を作成し、3年間保存しなければならない。

(1) 前項第1号及び第2号を確認した旨

(2) 個人関連情報を提供した年月日

(3) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(4) 当該個人関連情報の項目

(保有個人データに関する事項の公表等)

第19条 保有個人データに関して、次の各号に掲げる事項については、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

(1) 学園名、住所及び理事長の氏名

(2) すべての保有個人データの利用目的（第8条第4項第1号から第3号に該当する場合を除く。）

(3) 保有個人データの利用目的の通知請求（第20条）、開示請求（第21条。同条第7項において準用する場合を含む。）、訂正等の請求（第22条）又は利用停止等の請求（第23条）に応じる手続き（請求等に係る手数料を含む。）

(4) 保有個人データの安全管理のために講じた措置（保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）

(5) 保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

(保有個人データの利用目的の通知請求)

第20条 学生及び教職員等は、あらかじめ本人であることを明らかにして、自己に関する保有個人データの利用目的の通知を個人情報管理責任者に対して、書面により請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 前条の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

(2) 第8条第4項第1号から第3号までに該当する場合

2 利用目的の通知請求に対する個人情報管理責任者の措置が決まったときは、その旨を本人に遅滞なく通知しなければならない。

(保有個人データの開示請求)

第21条 学生及び教職員等は、あらかじめ本人であることを明らかにして、自己に関する保有個人データの開示を請求することができる。

2 前項の請求をする場合は、当該請求の内容及び理由等の必要な事項を明記した書面を個人情報管理責任者に対して提出するものとする。

3 学生及び教職員等は、第1項の請求について、当該保有個人データの電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他学園の定める方法による開示を請求することができる。

4 個人情報管理責任者は、本人から当該保有個人データの開示請求があった場合は、遅滞なく、当該保

有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、当該保有個人データの全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 学園又は学園が設置する各学校の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

5 保有個人データの開示は、第3項の規定により本人が請求した方法をもって行う。ただし、その開示方法が多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付によって開示することができる。

6 開示の請求に対する個人情報管理責任者の措置が決まったときは、その旨を本人に遅滞なく通知しなければならない。

7 本条の規定は、第16条及び第17条第2項に規定する記録について準用する。

(保有個人データの訂正等)

第22条 学生及び教職員等は、自己に関する保有個人データの記録に誤りがあると認められる場合は、あらかじめ本人であることを明らかにして、その訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を請求することができる。

2 前項の請求をする場合は、当該請求の内容及び理由等の必要な事項を明記した書面を個人情報管理責任者に対して提出するものとする。

3 個人情報管理責任者は、本人から当該保有個人データの訂正等の請求があった場合は、所定の利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく調査を行い、その結果に基づいて必要な措置を講じなければならない。

4 訂正等に対する個人情報管理責任者の措置が決まったときは、その旨を本人に遅滞なく通知しなければならない。

(保有個人データの利用停止等)

第23条 学生及び教職員等は、自己に関する保有個人データが次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ本人であることを明らかにして、その利用の停止、消去又は第三者提供の停止（以下「利用停止等」という。）を個人情報管理責任者に対して請求することができる。

- (1) 第5条の規定に違反して目的外利用されている場合
- (2) 第6条の規定に違反して不適正な方法による利用をされている場合
- (3) 第7条の規定に違反して不正な手段により取得されたものである場合
- (4) 第13条又は第15条の規定に違反して第三者に提供されている場合
- (5) 学園が利用する必要が無くなった場合
- (6) 漏えい、滅失、毀損等の事態が発生した場合
- (7) 本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

2 前項の請求をする場合は、当該請求の内容及び理由等の必要な事項を明記した書面を個人情報管理責任者に対して提出するものとする。

3 個人情報管理者責任者は、本人から当該保有個人データの利用停止等の請求があった場合は、遅滞な

く調査を行い、その請求に理由があることが判明したときは、違反是正のため又は本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他利用停止等を行うことが困難であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置を講じる場合は、この限りでない。

- 4 利用停止等の請求に対する個人情報管理責任者の措置が決まったときは、その旨を本人に遅滞なく通知しなければならない。

(不服の申し立て)

第24条 学生及び教職員等は、第20条第2項、第21条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)、第22条第4項又は第23条第4項の規定により個人情報管理責任者が決定した措置について不服がある場合は、あらかじめ本人であることを明らかにして、不服の申し立てをすることができる。

- 2 前項の不服の申し立てをする場合は、当該申し立ての内容及び理由等の必要な事項を明記した書面を次の場所に提出するものとする。

- (1) 中学校高等学校の保有個人データに関すること 中学校高等学校庶務課
- (2) 女子大学の保有個人データに関すること 女子大学庶務課
- (3) 前各号に該当しない保有個人データに関すること(不明の場合を含む。) 法人事務局総務部総務課

- 3 前項において提出された書面は、当該保有個人データの個人情報管理責任者を経て、個人情報統括管理責任者が受理し、不服審査委員会(以下「委員会」という。)で速やかに調査及び審査するものとする。

- 4 委員会は、不服申立てによる調査及び審査に際して必要があると判断した場合は、不服申立人又は個人情報管理責任者等の関係者から意見聴取をすることができる。

- 5 委員会は、不服申立てに理由があると判断した場合は、当該個人情報管理責任者に対して、利用目的の通知、開示、訂正等又は利用停止等について勧告を行うことができる。

- 6 委員会は、審査の結果を不服申立人に通知しなければならない。

- 7 第5項の勧告を受けた個人情報管理責任者は、勧告に基づき、適切に対応しなければならない。

(不服審査委員会)

第25条 委員会の委員は、次のとおりとする。

- (1) 個人情報統括管理責任者(理事長)
- (2) 代表業務執行理事(選定された場合)
- (3) 常務理事
- (4) 女子大学学長
- (5) 中学校高等学校校長
- (6) 法人事務局長
- (7) 女子大学副学長(学校法人跡見学園寄附行為施行細則第2条第1項第5号に定める副学長)
- (8) 中学校高等学校副校長
- (9) 学校法人跡見学園寄附行為施行細則第2条第2項により経営会議構成員となる理事

- 2 委員会の委員長は、個人情報統括管理責任者とする。
- 3 委員長は、必要に応じて、学外の専門家に意見を求めることができる。
- 4 委員会の事務は、法人事務局総務部総務課が行う。

(苦情処理)

第26条 学園は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

- 2 学園は、個人情報の取扱いに関する苦情処理等の窓口を次のとおり設置するものとする。
 - (1) 中学校高等学校に関すること 中学校高等学校庶務課
 - (2) 女子大学に関すること 女子大学庶務課
 - (3) 前各号以外に関すること 法人事務局総務部総務課
- 3 前項において苦情の申し出を受けた場合は、直ちにその旨を当該個人情報を所管する個人情報管理者に報告するものとする。
- 4 前項の報告を受けた個人情報管理者は、当該苦情に対し適切に対応しなければならない。

(仮名加工情報の作成等)

第27条 仮名加工情報（仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように、個人情報保護法施行規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

- 2 個人情報管理責任者は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び仮名加工情報に係る削除情報等を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するため、個人情報保護法施行規則で定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない。
- 3 法令に基づく場合を除くほか、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報（個人情報であるものに限る。）を取り扱ってはならない。
- 4 仮名加工情報（個人情報であるものに限る。）については、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を公表しなければならない。
- 5 仮名加工情報（個人情報であるものに限る。）である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。
- 6 法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報でないものを含む。）を第三者に提供してはならない。ただし、委託、事業承継及び共同利用の場合は第三者に該当しないものとする。
- 7 仮名加工情報（個人情報でないものを含む。）を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 8 仮名加工情報（個人情報でないものを含む。以下同じ。）、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第4条第2項、第12条第4項、第5項、第6項及び第19条から第24条までの規定は適用しない。

(匿名加工情報の作成)

第28条 匿名加工情報（匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないように、当該個人情報を加工しなければならない。

2 個人情報管理責任者は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するため、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない。

3 匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。

(匿名加工情報の提供)

第29条 匿名加工情報を第三者に提供するときは、あらかじめ、第三者に提供する匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

(匿名加工情報の識別行為の禁止)

第30条 匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは匿名加工情報の作成において行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

(匿名加工情報の安全管理措置等)

第31条 個人情報管理責任者は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じるとともに、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

(外部要員の受入れ)

第32条 この規程は、学外から要員を受け入れて個人情報に関わる業務に従事させる場合について準用する。

(関係法令の適用)

第33条 この規程に定めのない事項及びこの規程の解釈適用は、法律その他の関係法令に従う。

(所管部署)

第34条 この規程に関する事務は、総務部総務課が行う。

(規程の改廃)

第35条 この規程の改廃は、経営会議が行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日）

この改正規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月11日）

この改正規程は、令和5年4月11日から施行する。

附 則（令和7年4月1日）

この改正規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、不服審査委員会の委員構成は、令和7年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。